

静岡県では中小企業等の脱炭素化の取組を支援します！

静岡県カーボンニュートラル 促進事業費補助金



静岡県 くらし・環境部 環境政策課

【注意事項】

- 本日の説明は、静岡県カーボンニュートラル促進事業費補助金に係る静岡県の令和6年度2月補正予算案・令和7年度当初予算案の承認並びに関係する国交付金の交付決定を前提といたします。
- 補助制度の内容については、変更される可能性があります。
詳しい申請要件につきましては、後日公開する募集要領を御確認ください。

1. 補助制度の概要

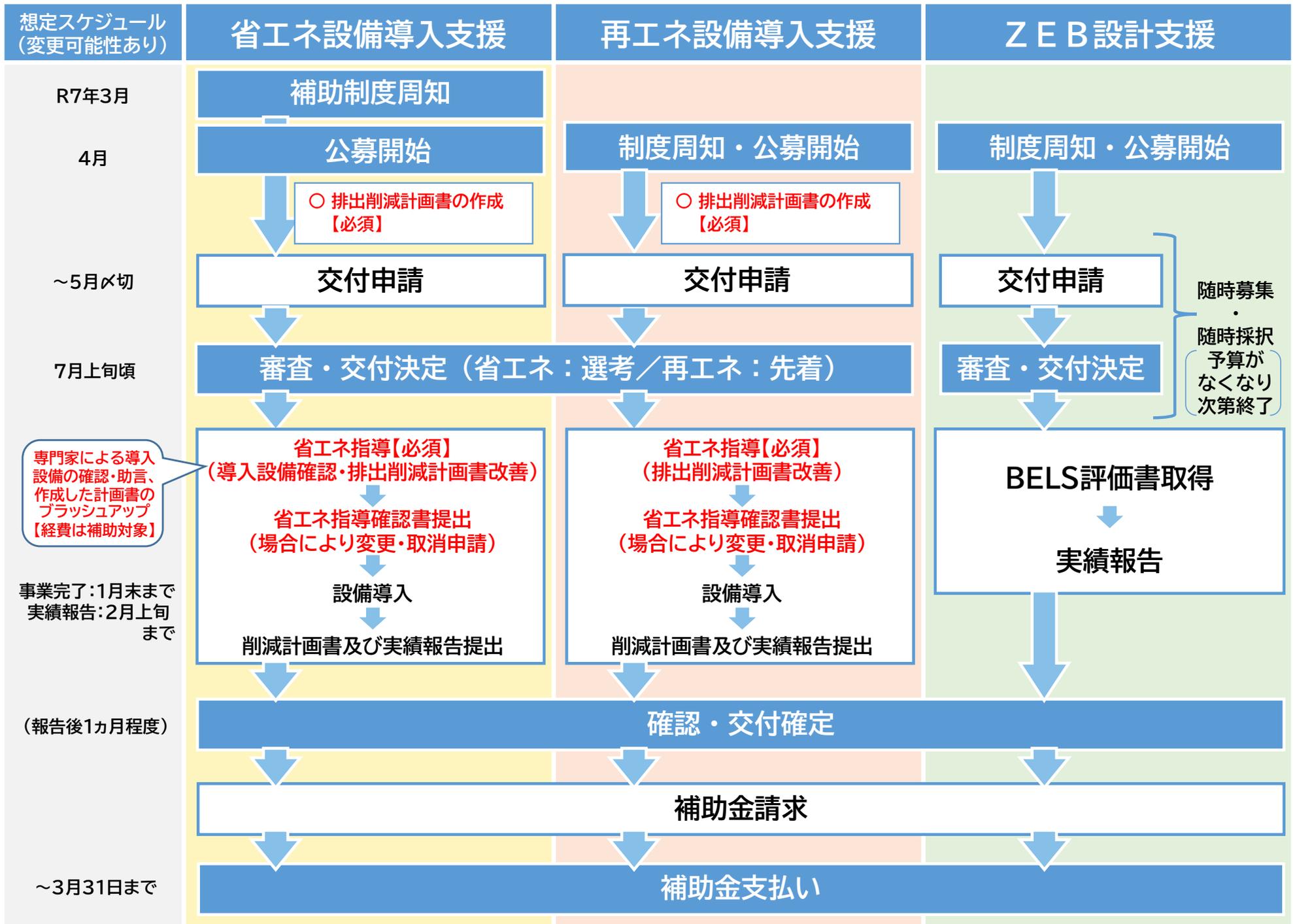
	区分	補助金の交付額	補助率
1	省エネ設備 導入支援	脱炭素スタート枠 (年間エネルギー使用量300kℓ未満の事業所) 上限 200 万円/下限20万円	補助対象経費の 3分の1 以内
		大規模削減枠 (年間エネルギー使用量300kℓ以上1,500kℓ未満 の事業所) 上限 1,000 万円/下限20万円	補助対象経費の 2分の1 以内
2	再エネ設備 導入支援	太陽光: 4 万円/kw 蓄電池: 5.3 万円/kwh	定額 蓄電池は 3分の1 以内
3	ZEB設計 支援	2,000㎡未満:上限 125 万円 2,000㎡以上:上限 230 万円	補助対象経費の 2分の1 以内

省エネ
指導受診
必須

省エネ
指導受診
必須

※ 省エネ指導の受診費用は補助対象(経費の10分の10以内・上限3万円)です。

2. 申請の流れ



3. 対象事業者

○ 省エネ／再エネ設備導入支援

県内に事業所を有する法人及び個人事業主

※ 県内外に設置する事業所全体での年間エネルギー使用量が原油換算で1,500kℓに満たない者

【具体例】

- 会社及び個人事業主 ※
- 私立学校法に規定する学校法人
- 社会福祉法に規定する社会福祉法人
- 医療法に規定する医療法人
- 一般社団法人・一般財団法人及び公益社団法人・公益財団法人などの公益法人等
- 農事組合法人・農業協同組合・漁業協同組合・森林組合等
- 中小企業等協同組合、商店街振興組合、消費生活協同組合などの協同組合等
- 特定非営利活動促進法に基づき法人格が付与された特定非営利活動法人

※ 会社及び個人事業主は下表に示す資本金又は従業員数のいずれかを満たすこと

業種分類	資本金	従業員数
製造業、建設業、運輸業 その他の業種(下記以外)	3億円以下	300人以下
ゴム製品製造業 (一部を除く)	3億円以下	900人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業(下記以外)	5千万円以下	100人以下
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅館業	5千万円以下	200人以下

○ ZEB設計支援

県内にZEBを新築、改築等する建築主

4. 省エネ設備導入支援

(1) 対象となる経費・設備

対象経費	省エネ設備、生産過程で使用する機械設備の導入に係る ① 設計費 ② 設備費 ③ 工事費 ④ 省エネ指導費
設備の種類	具体的設備等
空調設備	熱源・ポンプ・空調機器等、ルームエアコン
給湯設備	給湯器、ボイラー
照明設備	LED等
換気設備	省エネ型の第1種換気設備等
冷凍冷蔵設備	電気冷蔵庫・冷凍庫、冷凍機内蔵型ショーケース等
産業用ボイラ	蒸気ボイラ、温水ボイラ
産業用モータ	ポンプ、送風機、圧縮機等
電気設備	受変電設備、分電盤・動力盤等
ガス	供給設備
BEMS、FEMS、測定器	※ 運用管理等に必要な場合のみ。導入する場合は別途計画を記載すること

4. 省エネ設備導入支援

(2) 補助要件

① 省エネ設備更新により二酸化炭素5%以上削減

※ CO2排出量の削減効果の計算には、エクセルによる簡単なシートを用意しています

※ 交付決定後には、専門家の省エネ指導により、導入設備に対する確認指導を受けて下さい

② 温室効果ガス排出削減計画書制度への参画

※ 交付申請時には3年間で6%以上の削減計画を策定し提出してください

※ 交付決定後には、専門家の省エネ指導により、削減計画書の改善指導を受けて下さい

【温室効果ガス排出削減計画書制度とは】

事業所全体でのエネルギーの使用量や使用状況等を見える化し、省エネなどの温暖化対策に効果的に取り組むため、3年間の対策と目標を定めた計画書を作成し、毎年度報告

補助金申請の際、補助対象事業(省エネ設備導入)を含めた、事業所全体で3年間に実施する温室効果ガス削減のための計画書を提出していただきます。

4. 省エネ設備導入支援

「温室効果ガス排出削減計画書」の作成

⇒ 記載するシートは3枚(多くが選択式や自動計算です)

1枚目:基本事項

1 計画期間				
計画期間	令和 4 年度	～	令和 6 年度	
2 温室効果ガスの排出量の削減目標				
温室効果ガス排出量A	基準年度	目標年度	対基準年度比	
	令和 3 年	令和 6 年		
	1,518	1,600	105.4%	
原単位排出量A/B	1518.00	1454.55		
温室効果ガス排出量と密接な関係を持つ値B	1.0 百万個	1.1 百万個		
Bの選択理由	生産数量により、設備の稼働時間が大きく影響を受けるため			

3枚目から自動転記

3枚目:エネルギー使用量
請求書などからエネルギー使用量を入力。二酸化炭素排出量は自動で計算

2枚目:目標と対策
事業所全体でのCO2削減目標値を設定(3年間で6%以上)
対策は例を参考に簡潔に記載

(別紙2) 基準年度のエネルギー使用状況										
エネルギーの種類	エネルギー使用量			販売したエネルギーの量			F = B - E (※1)	二酸化炭素排出量 (t-CO ₂) G (※5)	単位発熱量	
	数値 A	単位	熱量 (GJ) B = A × C	数値 D	単位	熱量 (GJ) E = D × C			数値 C	単位
原油 (コンデンセートを除く。)		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	38.2	GJ/k1
原油のうちコンデンセート (NGL)		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	35.3	GJ/k1
揮発油 (ガソリン)		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	34.6	GJ/k1
ナフサ		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	33.6	GJ/k1
灯油		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	36.7	GJ/k1
軽油		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	37.7	GJ/k1
重油		k1	0.0		k1	0.0	0.0	0	39.1	GJ/k1
液化石油ガス (LPG) (※6)										
石油系炭化水素ガス										
液化天然ガス (LNG)										
その他可燃性天然ガス										
原料炭										
一般炭										
無煙炭										
石炭										
石炭コークス										
コークス										
コークス炉ガス										
高炉ガス		千m ³	0.00		千m ³	0.0	0.0	0	3.41	GJ/千m ³
転炉ガス		千m ³	0.00		千m ³	0.0	0.0	0	8.41	GJ/千m ³
その他の燃料		千m ³	0.0		千m ³	0.0	0.0	0	①	GJ/千m ³
都市ガス (※2)								0	①	GJ/千m ³
小計			0.0			0.0	0.0	0		
産業用蒸気		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.02	GJ/GJ
産業用以外の蒸気		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ
熱		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ
温水		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ
冷水		GJ	0.0		GJ	0.0	0.0	0	1.36	GJ/GJ
小計			0.0			0.0	0.0	0		
電気事業者 (※3)		千kwh	0.0		千kwh	0.0	0.0	0	9.97	GJ/千kwh
昼間買電		千kwh	0.0		千kwh	0.0	0.0	0	9.28	GJ/千kwh
夜間買電		千kwh	0.0		千kwh	0.0	0.0	0	9.76	GJ/千kwh
上記以外の買電		千kwh	0.0		千kwh	0.0	0.0	0		
その他		千kwh	0.0		千kwh	0.0	0.0	0		
自家発電		千kwh	0.0		千kwh	0.0	0.0	0		
小計			0.0			0.0	0.0	0		
合計			0.0			0.0	0.0	0		
原油換算 (k1)			0.0							
電気の排出係数 (買電に係るもの) (※3) (t-CO ₂ /千kWh) ②										
電気事業者 (※4)										
その他										
電気の排出係数 (自家発電に係るもの) (※4) (t-CO ₂ /千kWh) ③										

5. 再エネ設備導入支援

(1) 対象となる経費・設備

対象経費	太陽光発電設備装置、蓄電池設備装置の導入に係る設備装置等の購入、製造、据付工事等に要する経費及び省エネ指導費 ※ 蓄電池のみの設置は対象外
設備の種類	具体的設備等
自家消費型 太陽光発電設備装置等	太陽電池モジュール、パワーコンディショナー、接続箱、架台、計測装置、表示装置（必要最低限のもの）、配管及びケーブル 等
蓄電池設備装置等	蓄電池、接続箱、架台、配管及びケーブル 等

(2) 補助要件

○ 温室効果ガス排出削減計画書制度への参画

※ 交付申請時には3年間で6%以上の削減計画を策定し提出してください

※ 交付決定後には、専門家の省エネ指導により、削減計画書の改善指導を受けて下さい

6. ZEB設計支援

(1) 補助要件

- ① 定められた期限内にZEBの設計がなされたことを示すBELS評価書を取得すること
- ② 補助対象の建築物の設計は、県内に事務所や営業所を置く建築士事務所等に依頼すること

(2) 昨年度からの変更点

省エネ法の改正に伴い、補助対象施設の延べ床面積を変更
(300㎡以上 ⇒ 全ての非住宅建築物)

7. 本補助金のポイント(省エネ／再エネ設備導入支援)

1

専門家による「省エネ指導」で効果的な排出削減をサポート！

省エネ対策の専門家である省エネ支援員が貴社を訪問。本補助金で導入する省エネ設備に対する助言指導や、申請時に作成した「温室効果ガス排出削減計画書」の改善指導など、申請者の脱炭素化の取組が効果的に行われるようサポートします。
※「省エネ指導」の受診に要する費用は、本補助金の補助対象として支援します。

2

翌年度以降は「温室効果ガス排出削減報告書」を提出！

事業実施の翌年度から3年間、「排出削減報告書」を作成・提出して下さい
※ 省エネ指導を受けた改善後の「排出削減計画書」に基づき、事業所全体で温室効果ガスの排出削減に取り組んで下さい。